

2015年度（平成27年度）
福祉サービス苦情申立ての処理状況

報 告 書

2016年（平成28年）5月
中野区福祉サービス苦情調整委員
(中野区福祉オンブズマン)

目 次

	ページ
第1 受付及び審査結果の状況	1
1. 実施機関に対し、是正を求める意見表明を行ったもの	
2. 実施機関に対し、制度の改善を求める意見表明を行ったもの	
3. 改善等を検討するよう口頭または文書で申し入れたもの	
4. 苦情の申立て後、直ちに区が改善措置等を行ったり改善方針が確認されたもので、その旨申立人に伝えたもの	
5. 区の対応について現状ではやむを得ないと判断し、その旨申立人に伝えたもの	
6. 申立て後、申立人が申立てを取り下げたもの	
第2 苦情及び審査結果の概要	2
1. 改善等を検討するよう口頭または文書で申し入れたもの	
(1) 障害基礎年金の支給（担当職員の対応）	2
(2) 生活保護（転居費用）	3
(3) 保育園（入園相談）	4
(4) 胃がん検診（車イス利用者）・電動車イスの支給	5
(5) 電動車イスの支給	6
(6) 生活保護（障害者加算）	7
(7) 生活保護（保護費の返還）	8
2. 区の対応について現状ではやむを得ないと判断し、その旨申立人に伝えたもの	
(1) 生活保護（生業費）	10
(2) 難病患者福祉手当	11
(3) せせらぎ（精神障害者地域生活支援センター）の利用	11

第1 受付及び審査結果の状況

平成27年度（2015年度）に福祉オンブズマン（正式名称：中野区福祉サービス苦情調整委員）が受け付けた苦情申立件数は、10件です。苦情申立人の性別は、男性6人、女性4人。男性の平均年齢は48歳、女性の平均年齢は51.5歳。年代別では、60歳代1人、50歳代4人、40歳代3人、30歳代2人でした。

苦情申立ての分野別内訳は、健康福祉部生活援護分野、障害福祉分野が各4件、保健予防分野、区民サービス管理部保険医療分野、子ども教育部保育園・幼稚園分野が各1件でした。なお、1件の苦情申立てに複数の分野が対象となっている場合があります。

これらについての審査結果は、次のとおりです。

1. 実施機関に対し、是正を求める意見表明を行ったもの なし

「中野区福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関する条例」（以下「条例」という。）第13条第2項の規定により、実施機関に対し是正を求める意見表明を行うのですが、今年度はありませんでした。

2. 実施機関に対し、制度の改善を求める意見表明を行ったもの なし

条例第14条の規定により、実施機関に対し制度の改善を求める意見表明を行うことができますが、今年度はありませんでした。

3. 改善等を検討するよう口頭または文書で申し入れたもの 7件

口頭または文書で申し入れることについては、福祉オンブズマンの権限として条例等では規定されていないものです。これは、苦情の内容について、是正を求める意見を表明、または、制度改善を求める意見表明をするまでもないが、福祉サービス事業の運営方法を改善すること等によって、申立人の苦情に対応できるものについて検討するよう求めるものです。

今年度は、健康福祉部生活援護分野3件、障害福祉分野1件、保健予防分野1件、区民サービス管理部保険医療分野1件、子ども教育部保育園・幼稚園分野1件、合計7件について口頭による申入れを行いました。

4. 苦情の申立て後、直ちに区が改善措置等を行ったり改善方針が確認されたもので、その旨申立人に伝えたもの なし

5. 区の対応について現状ではやむを得ないと判断し、その旨申立人に伝えたもの 3件

6. 申立て後、申立人が申立てを取り下げたもの なし

第2 苦情及び審査結果の概要

1. 改善等を検討するよう口頭または文書で申し入れたもの 7件

(1) 障害基礎年金の支給（担当職員の対応）

【苦情の要旨】

子どもは大学に入学したが、年金の学生納付特例制度による保険料納付猶予の手続を行っていなかった。しかし、統合失調症との診断を受けたので、障害者手帳や自立支援医療の手続を行い、障害基礎年金の手続を行おうと平成25年の年末休みの直前に、区役所の担当に電話をした。担当者は「年金を払っていないのですね。年金の受給資格はありません」ときつい口調で言う。「夫の収入があるし、自立支援医療を利用できるのだからいいでしょう。これ以上何が欲しいのか」と言う。

家庭に様々な事情があり、手続のことをやっとの思いで問い合わせているのに、住民サービスに当たる職員の態度としてあまりのことだと思う。謝罪してほしいし、対応をあらためてほしい。

【審査結果】

区の記録によれば、申立人が電話をしたのは平成26年1月下旬とのこと。しかし、電話があったこと、受給資格がないと回答したとの記録しかなかった。対応した職員は、1年以上前のことであり、詳細についての記憶はないという。親の収入は障害基礎年金の受給の可否とは関係がないので、親の収入を調べることはないとのこと。また自立支援医療は担当外であり、それについて言及することはないとのことでした。

申立人の記憶は明確であったが申立てのような対応の確定はできなかつた。しかし、このような苦情が出てくるということは、区側の対応の中に申立人の気持ちを傷つけるような要素があった可能性もある。

そこで本職としては、区に問い合わせや相談をしてくる区民の方々は、ご自分の生活状況を背負い、それぞれの思いに基づいて対応を求めてくるのだということを心にとめ、言動にも十分配慮し、真摯な対応を心がけるよう口頭で申し入れた。

【区の対応状況】

区から次のような報告を受けた。

窓口、電話等での対応時には、区民の方の状況に応じて、傾聴の姿勢及び発言にも十分配慮した対応に努めています。

(2) 生活保護（転居費用）

【苦情の要旨】

生活保護を受け、賃貸住宅の5階に暮らしていたが、隣家からの騒音に苦しみ不眠症になるなどしたので、ケースワーカーに対し転居したいと申し出たが断られた。その後、ケースワーカーが替わったので、かかりつけの医師とも相談し転居の相談をしたが、「あなたに悪いところがあるわけではないので、あなたが出て行く必要はなく転居は認められない」と言われた。

平成27年2月初めころ、かかりつけの医師に対して区から診断書の作成依頼があり、医師は診断書を送付した。2月下旬になり大家さんから2階の部屋が空いたので、3日以内に転居するならば転居してよいということになり、ケースワーカーに相談せずに、自費で転居した。引っ越し業者への支払いは待ってもらっているので、転居費用を出してほしい。

転居後にケースワーカーに転居したと報告したが転居費用は出せないという。「医師の診断書や大家さんの一筆があればよい」とも言われていたが、「言った」「言わない」の争いになり、傷ついた。

【審査結果】

調査したところ、区が医師に依頼した診断書は転居に関するものではなく、申立人の就労可否を判断するための「病状確認書」であった。また「大家さんの一筆」が、事前に提出されれば転居の検討ができたということだった。生活保護受給者が転居する場合は、事前に相談し、認められた場合には「現物給付」ということで、区が運送会社等に直接その費用を支払うこととされているので、本件の場合には該当しないということが分かった。

本職から区に対して、用語は正確に使い説明すること、今後の申立への支援を進行するように口頭で申し入れた。

【区の対応状況】

区から次のような報告を受けた。

生活保護受給者や相談者に対応する際は、用語の使い分けを正確に行うとともに、各用語についてきちんと説明できるよう配慮していきます。

本件についてはオンブズマンの調査結果後、支援方針をたて担当が訪問や電話等により自立への支援を再開しています。

(3) 保育園（入園相談）

【苦情の要旨】

妻は2月に出産、4月になって体調が悪く入院した。そこで、保育園の入園について区に電話で問い合わせたところ、退院が分かってから連絡するよう言われた。5月になり退院の日取りが分かったので、区に連絡すると、「もう、募集は終わってしまった」と言われた。近所に6月に開園する保育施設があるので、最初に問い合わせた時に募集について教えてくれていれば妻は入院中であり、入園することができたはずである。

その後、入園相談担当の窓口へ行くと、別の保育施設に空きがあるので募集が行われると言われたが、実際には募集はなかった。さらに、前述の保育施設に空きができ、区の担当者は審査基準の「特に保育が必要とする場合」という条項を使い「加点しましよう」と言った。しかし、加点はされず、入園はできなかった。別の係員に加点のことを聞くと、「なんですか、それ」と言われた。

現在子どもは「短期特例保育」を利用しているが、入園相談担当の係長は、その制度を知らなかった。その上司もお詫びの言葉もなく「何もできることはない」というばかりだった。こうした対応は行政サービスを担当するものとして不適切だと思う。

また、入園審査の点数判定では、「保護者が病気で自宅療養している」という事情に対しては点数が低い。自宅にいるといつても、病気のため子どもの看護・育児が十分にできない場合もあるので、そのような実態を反映する制度にしてほしい。

【審査結果】

申立人が妻の入院中に区に電話で相談したときの記録はなく、申立人がいう事実の確定をすることはできなかった。しかし、妻の入院中に保育園の申込みが行われていれば、保護者入院中ということで「指數」も高く、入園できた可能性は高かったといえる。

本職は区に対して、区民への説明の際には誤解を与えることのないよう正確な説明を行うこと、窓口対応の記録をとること、自らの担当分野とそれに関連する制度について見識を深めること、区民からの問い合わせに対して的確な対応力を身につけるよう指導啓発を進めるよう口頭で申し入れた。

また、保育園の入所審査の点数判定に際して、「保護者が病気で自宅療養している」場合の点数が低いのではということに関しては、保護者の病状によっては、基本指數の表の「上記の掲げる事項以外の事項で、特に保育が必要と認められる場合」という項目を適用することもありうると考える。当職は区に対して真に保育の必要があると認められる場合には、本件項目

を柔軟かつ積極的に活用して区民の保育ニーズに応えるよう申し入れた。

【区の対応状況】

区から次のような報告を受けた。

①区民からの相談に対応していく力を向上するために、入園相談担当内のミーティングで情報交換を行い、より正確な説明ができるよう研鑽に努めています。②相談者が個人情報を明らかにした場合は、メモを作成するなどの方法で記録を残し、地区担当者に相談内容の報告を行い、情報の共有化に努めています。③真に保育の必要があると認められる場合の取扱については、他の課題とともに今後の利用調整基準の見直しの検討課題としています。

(4) 胃がん検診（車イス利用者）・電動車イスの支給

【苦情の要旨】

①身体障害があり、外出には電動車イスを使用している。区役所前の検診車で行われている「胃がん検診」を受けようとしたら、「車イスの障害者は断っている」と門前払いされた。23区のうち多くの区は、車イスの障害者が指定病院、検診バスで受けられるようになっている。中野区だけが拒否している。平成27年6月に区から「検診車で検診を行う」との案内が来たのに、その後病院を紹介すると変わったのは何故か、納得がいかない。
②平成23年に電動車イスが補装具支給制度により支給された。東京都の心身障害者福祉センターでの処方では「オーダーメイド」であったが区の誤発注により、既製品が納品された。そのため体に合わず使えなかった。以後継続して作り直しを区に対して要望したがいつも拒絶された。平成27年6月になってようやく新しい車イスが支給されることになり、先日支給された。区は申立人に生じた不利益・被害について謝罪すべきである。

【審査結果】

①区によれば、区役所前での胃がん検診は民間業者に委託して行っている。区は平成13年度からX線による検査を受けることができない方に対して、内視鏡による検査を実施している。

平成27年6月に申立人から検診担当に車イスでX線検査を受けられないのは、障害者差別であるとの苦情があったので、受診券を送る際に、「事前に連絡をいただければ、職員の介助により受診できるのならばやりましょう」という趣旨を書いたメモを同封した。しかし申立人からは連絡はなかった。8月になって、車イス利用者を拒否しているのではないかとの電話が申立人からあったので、内視鏡による検査ができるとの説明を行ったところ、受診することだったので、案内を送付したことであった。

6月に検診車で検診を行うと案内し、8月にはそれが内視鏡検査を行うと変わったことが納得できないと申立人は言う。8月に内視鏡検査の案内を送付する際に6月のX線検査に関する提案との整合性についての説明を添えておけば誤解を招くことがなかっと考え、区に対して分かりやすい説明を心がけるよう口頭で申し入れた。

②平成23年の車イス支給については約4年前のことであり、福祉オンブズマンに対する苦情の申立期限の2年を過ぎている。しかし、申立人が以後継続して作り直しを要請してきたというので、調査を行った。

平成23年に支給の車イスについては、都の処方ではオーダーメイドとなっていたが、申立人に納品されたものが既製品であったことについては、区は発注には関与していないとのことだった。当時の販売会社の担当者は既に退社しているため、事実関係の確認はできなかった。

また、申立人は、以後継続して作り直しを要請してきたというが、区では平成27年3月になるまでそのような要請はなかったとのことだった。

【区の対応状況】

区から次のような報告を受けた。

車イス利用者が胃がん検診（胃部X線検査）を身体上の理由から受診できない場合、内視鏡検査を代替として実施しているが、案内が分かりにくいものになっているので、より分かりやすい案内を行うため、区民に配布する「検診のうけかた」に内視鏡検査が対象となる旨の記載を行う。

本件は職員の発言の趣旨が申立人に伝わらず、誤解を生じてしまったものであり、職員に対し、区民対応の際には、紛らわしい表現や言葉ではなく、わかりやすく、丁寧な説明を行うように指導した。

（5）電動車イスの支給

【苦情の要旨】

申立人は平成23年1月に電動車イスの支給を受けたが、体に合わないとして、以後継続して区に対して作り直しの要望をしてきたが認められなかった。平成27年5月になって、申し出たらようやく作り直しが認められた。耐用年数が6年なのに4年で認められたのは疑問である。担当ケースワーカーから、車イスが2台になってしまって、古い車イスを処分するようにと2回に分けて言われた。

新たに支給された車イスは販売終了した型落ちで、平成26年12月で生産が終了している。また、感度調整式のジョイティックがついていないことや、折り畳みができないなど利用困難なものである。

【審査結果】

平成 23 年に支給された電動車イスについては既に別に申し立て、審査が行われ、結果も通知されている。((4) 5、6 ページ参照)

申立人は繰り返し区に対して作り直しの要望をしてきたというが、申立人が作り直しについて区に申し出たのは、平成 27 年 3 月のことであった。申出により区職員が電動車イスの状況を調べ、修理（調整）不能と判断し、新たな車イスを製作支給することとなったもので年数等によるものではない。新たに支給された車イスについては、平成 27 年 5 月に東京都心身障害者福祉センターで行われた「再判定」により、オーダーメイドと処方され、その再判定では感度調整式ジョイティックは必要と判定されていない。また、メーカーに問い合わせたが、平成 27 年 12 月に生産・販売終了予定であり、型落ちではなかった。なお、申立人が署名・捺印した製作確認書も作成されている。

当職は、古い車イスの処分について、申立人に誤解を生じさせない言動をとるべきだったこと、区民から指摘された事実の確認には慎重さを欠くことがないよう留意すべきことを、口頭で申し入れた。

【区の対応状況】

区からは、次のような報告を受けた。

本案件は、補装具として電動車いすを再支給した際に、前回支給した電動車いすについて処分するように区が指示を行ったか否かという事実について、ケースワーカーの発言の主旨が申立人に伝わらず、誤解を生じてしまったものであり、ケースワーカーや窓口職員及び担当係長に対し、区民対応の際には、紛らわしい表現や言葉ではなく、わかりやすく、丁寧な説明を行うように指導した。

また、区民の皆さんから指摘を受けた事項等について事実確認を行う際は、区民の立場に立ち、関係者からも十分聴き取り等を行い、慎重に事実確認を行うよう周知徹底した。

(6) 生活保護（障害者加算）

【苦情の要旨】

身体障害者手帳 5 級の申立人は平成 26 年 2 月から生活保護を受けていた。平成 26 年 7 月に障害基礎年金の受給資格（2 級）が認められ、9 月に年金証書が郵送されてきた。それを持って担当ケースワーカーに報告した。その際、障害者加算のことを聞いたが、「障害者手帳 5 級では障害者加算の対象にはならない」との説明を受けた。納得がいかなかつたが、担当ケースワーカーの機嫌を損ねては、と考え、そのままにしていた。その後、

平成 27 年 9 月に新しい担当ケースワーカーに聞いたところ、障害者手帳が 5 級でも障害基礎年金が 2 級だから障害者加算の対象だという。そこで手続を行い、3か月分の支給は受けることができた。しかし、それ以前の額については、会議を行わないと支給できないと言われ、11 月になっても支給されていない。支給を受けることは権利であるのでそれを間違えたのであるから、最優先で支払うことと謝罪をしてほしい。

【審査結果】

障害者加算は、身体障害者手帳の等級が 5 級でも、障害基礎年金の等級が 2 級であれば受けることができる。平成 26 年 9 月に当時の担当ケースワーカーが申立人は該当しないと判断したのは、明らかな誤りであり、申立人に対して書面をもって謝罪するよう区に求めた。会議にかけることが遅れたことについては、事務処理上の手続の面で、時間がなかったということは認められたが、受給権が害されたということがあり、事務処理の優先順位については十分な注意をもって判断するよう口頭で申し入れた。また、ケース記録の内容にも曖昧な部分があることについて、記録の取り方については正確を期するよう要請した。

【区の対応状況】

区から次のような報告を受けた。

重大な問題の取扱いについて慎重を期するため、日頃からケース記録に正確な記載を行うことを分野内で再確認し職員に周知した。事務処理の優先順位についてはケースワーカーだけでなく、係長も進行管理し組織的に判断することを分野内で再確認し徹底します。

本件については差額を支給するとともに、申立人に謝罪文を送付しました。

(7) 生活保護（保護費の返還）

【苦情の要旨】

生活保護を受けていたが、平成 27 年 4 月からパート勤務を始めたので、収入が増えれば生活保護が停止になる可能性があり、医療費の負担が変更になる。また「法テラス」での無料法律相談が受けられなくなるため、6 月に担当のケースワーカーに生活保護停止の日付の確認をした。すると生活保護の停止は 8 月 1 日だと言われ、保護受給証明書の発行を受けた。ところが 7 月末になって、「上司と計算したら 7 月 1 日から保護停止だった」と言われた。このため医療費の負担が生じたり、無料の法律相談を受けられなくなってしまった。

平成 27 年 12 月に生活保護費徴収金決定通知書が届き、300 万円を

超える金額を支払えとの内容だった。父から申立人の子への仕送りのお金が、口座に振り込まれたのを収入と認定されたことと、以前の勤務先からの給料の支払いがあったのに、それが未申告であったとのことで、加算金もあわせて請求された。自分は誠実に収入申告をしてきたのに、勝手に区が金融機関の口座を調べることは許されないはずである。

上記のことについては区役所の狭い部屋で2時間以上担当係長とケースワーカーから矢継ぎ早に、威圧的に質問・追及された。そのため十分な反論ができなかった。担当係長の脅しに等しい口調で圧迫を加えられ、最終的に生活保護法に違反していたとの書面に署名と押印をしてしまった。

【審査結果】

申立人が働き始めたことにより生活保護が停止になること、日付については、申立人が区へ提出した資料により判断できたはずであり、担当ケースワーカーの対応には誤りがあったので、区に対して明確な形で謝罪を示すこと、職員の業務不習熟による対応ミスを生じさせないよう体制を整えることを口頭で申し入れた。

申立人が利用している金融機関の口座への入金状況等を調べることについては、法的根拠に基づくもので問題はなかった。以前の勤務先や父親等から申立人の口座への入金状況から判断すると区が決定した徴収金額及び加算金の決定について区の判断に誤りは認められない。

区役所の面談室で威圧的な質問を受けるなどの対応がされたとの申立てについては、区は金融機関の調査で分かった入金状況について事情を聴くための面談であり、「威圧的に質問したり、脅しに近い口調で責めるといった指摘は心外である。むしろそのような印象を与えないように注意をした」という。両者の主張は真っ向から対立をしている。福祉オンブズマンとしてはこのことについて、判断をすることはできなかった。

しかし、一般論で言えば、閉鎖的な空間で複数者対1名という形、ある程度の時間、繰り返しの追及を受けることは、追及に当たる側に意図が無くても追及される側には恐怖の念をもたらす可能性がある。面談における事実の解明は、相手方の性格や理解度も考慮し、反論の機会も十分に尊重しつつ実施することが重要であると考える。

今回のような重要な内容を有する面談については、まず客観的に手続の公正性と透明性を図る方法を準備した上で実施することが必要ではないかと考える。本職は福祉オンブズマンとして、区側に対し、明確な記録の作成、部外の第三者の立会い、当事者の許可を得た上での録音など、しかるべき法則の導入につき、積極的な検討をするよう申し入れた。

なお、徴収金の決定に不服がある場合には、都知事に対して速やかに審

査の手続を行うよう勧めた。

【区の対応状況】

区から次のような報告を受けた。

職員の業務不習熟による対応ミスを発生させないよう、研修を充実するとともに、職員の習熟度によって生活保護受給者への不均衡が生じないよう係長が助言・指導を行う体制づくりを進めています。

区民と区との間の重要な事項に関するやりとりの過程での部外の第三者の立会い、当事者の許可を得た上での録音等の導入や、過程が明確に追跡できるシステムの検討については今後の検討課題であるととらえています。

2. 区の対応について現状ではやむを得ないと判断し、その旨申立人に伝えたもの 3件

(1) 生活保護（生業費）

【苦情の要旨】

申立人は生活保護を受けているが、執筆業を始めるために「生業費」を出してもらおうと、必要なパソコン・プリンタ等の見積りを用意した。しかし、担当ケースワーカーはそれを見ようともしなかった。また生業費についての解釈説明も誤っていた。転居後に担当になったケースワーカーは初めは理解を示していたが、その後は前任者と同様な対応になった。仕事のために購入しようとしたバッグが高額すぎるといい、安っぽいデザインならよいとされた。また、スマートフォンに買い換えるための費用や名刺の作製費用等を生業費として認めてほしい。

【審査結果】

生業費についてケースワーカーが行った説明内容と申立人が受けたという説明内容にはくい違いがあり、事実関係は確定できなかった。区はバッグのデザインの審査をしたことはなく、申立人が提案したもの購入を認めている。スマートフォンについては、日常生活の中で使われるものであり、生業費で購入するものではなく、生活扶助費で購入するものである。また、名刺の作製費用は、執筆業が具体的になり、収入が確実に見込まれる状況ではないので、現段階では認められないものである。

(2) 難病患者福祉手当

【苦情の要旨】

申立人は、難病に罹り難病患者福祉手当を受けていた。生活保護を受給していたため6年間、都の特定医療費支給認定（難病医療費助成）を受けることなく区から月額1万円の難病患者福祉手当が支給されていた。

しかし、区から制度が変わったので都に対して特定医療費支給認定申請をするように通知が来た。そこで、診断書を添えて提出したが、非認定の通知が来た。診断書の記載内容が悪いのかと思い、別の病院の診断書で再申請したが、再び非認定だった。そのため、難病患者福祉手当は支払われなくなった。

非認定の理由は疾病の程度が軽くて支給基準に合わないという。これまで支給されてきたのにおかしいと考え、障害福祉分野に2回問い合わせたが、法律が変わり都の認定がなければ認められないという。

【審査結果】

難病患者福祉手当は、指定難病に罹患し、診断基準を満たしている方に区の条例により支給されている。しかし、区は独自に難病の程度を判定する機関を持たないため、東京都の難病医療費助成制度により交付された医療券の写しの添付により、難病患者福祉手当を支給してきた。

ところが都の難病医療費助成制度は、生活保護受給者を対象としていなかったため、区は難病に罹患しているという医師の診断書の添付により申請があれば手当を支給していた。平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が制定され、それまでの国の要綱による予算措置から法律による助成制度となった。これにより生活保護受給者の難病医療費は、この法律による対象となった。そこで生活保護制度の「他法優先の原則」により、生活保護受給者の場合にも難病医療費助成制度の対象となることになった。そのため、難病患者に対して東京都の難病医療費助成制度の申請をするよう通知した。申立人の場合には、診断基準を満たさなかつたため、申請が認められず、区の難病患者福祉手当が受けられなくなったということであった。

(3) せせらぎ（精神障害者地域生活支援センター）の利用

（注：本件の内容については、苦情内容、審査結果の詳細を記載することにより、申立人の特定につながる恐れがあるため、内容の記載は省略します。）

中野区福祉オンブズマンは1990年・平成2年10月に設置されました

2015年度（平成27年度）
福祉サービス苦情申立ての処理状況 報告書

中野区福祉サービス苦情調整委員

（中野区福祉オンブズマン）

岩志 和一郎

大島 やよい

164-8501 東京都中野区中野4丁目8番1号

中野区健康福祉部福祉推進分野

電話 03-3228-8757 Fax 03-3228-5662